

埼玉県外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、救急医療体制の円滑な運営に資するため、医療費等の負担能力に欠ける外国人に係る救急医療に関し、県内の医療機関において発生した医療費等の未収金について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人 日本国籍を有しない者で、県内に居所等を有し、医療機関において救急医療による治療を受けた傷病者のうち、本人の責務により医療費等を支払えない者をいう。

ただし、原則として次に掲げる者は除く。

ア 分割払い等の手段により医療費等を支払っている者

イ 親族又は雇用主等が医療費等を支払っている者

ウ 生活保護法、国民健康保険等の公的医療保険制度又は労働者災害補償保険等が適用され、医療費等が支払われる者

(2) 救急医療 急病又は事故等による急性期の傷病で、保険診療で認められる範囲内の医療をいう。

(3) 医療機関 県内の医療機関のうち、開設者が国、独立行政法人国立病院機構又は県、地方独立行政法人埼玉県立病院機構以外のものをいう。

(補助対象未収金)

第3条 補助の対象となる未収金は、前条第1号に定める外国人の救急医療に係る医療費等のうち、原因が当該医療機関の責によらないもので、回収に相当な努力をしたにもかかわらず1年以上経過したものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、外国人が居所等を有し、次のいずれかに該当する市町村とする。

(1) 外国人に係る前条に定める未収金が生じた医療機関を開設する市町村

(2) 外国人に係る前条に定める未収金が生じた医療機関の開設者に対して補助を行う市町村

(補助基準額)

第5条 補助基準額は、次の各号により積算した診療報酬に相当する額及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用に相当する額の合計額から1件あたり10万円を控除し、2/3を乗じてから1万円未満の端数を切り捨てた額とする。

- (1) 診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に基づき積算される診療報酬に相当する額
- (2) 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月6日厚生労働省告示第99号。以下「算定基準」という。）に基づき積算される入院時食事療養費に係る食事療養の費用に相当する額

2 前項にかかわらず、救命救急センターにおいて発生した医療費の未払については、救命救急センター運営費等補助金交付要綱の補助金交付対象となる部分の金額（前年度に未収金の処理をした救命救急センターにおける医療費のうち、1か月1人当たり20万円を超える部分の金額）に2/3を乗じて得た金額（千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。）を、当該救命救急センターにおける未収金の額（算定方法に基づき積算される診療報酬に相当する額及び算定基準に基づき積算される入院時食事療養費に係る食事療養の費用に相当する額）から控除し、さらに10万円を控除し、2/3を乗じてから1万円未満の端数を切り捨てた額を補助基準額とする。

3 前2項の補助基準額の算定に当たり、入院を必要としたものにあつては、患者1人当たり、入院の日から14日を限度とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、14日を超えて補助基準額とすることができる。

4 前3項の補助基準額の算定に当たり、1件、1人当たりの未収金額が210万円を超えるときは、210万円を限度とする。

（交付額の算出方法）

第6条 この補助金の交付額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第4条第1号に掲げる市町村に対する交付額 前条により算定された補助基準額に1/2を乗じて得た額

(2) 同条第2号に掲げる市町村に対する交付額 前条により算定された補助基準額又は市町村が補助する額のいずれか少ない方の額に1/2を乗じて得た額

（交付申請書の様式等）

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（記載事項）

第8条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号の規定により知事が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業に係る歳入歳出予算書抄本

(2) その他参考となる資料

（交付決定通知書の様式）

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、補助事業完了（補助事業廃止の場合を含む）後30日、又は補助金交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 前項の報告書には、補助事業に係る歳入歳出決算（見込）書（抄本）その他参考となる資料を添付しなければならない。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整理等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(医療機関の責務)

第14条 医療機関は、外国人に係る未払医療費に対する責任者を定め、回収に相当な努力を行うとともに、その経過を外国人救急患者受診状況表（様式第5号）等により記録し、補助を受けた年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が別添記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

附 則

この要綱は、平成6年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度から適用する。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。